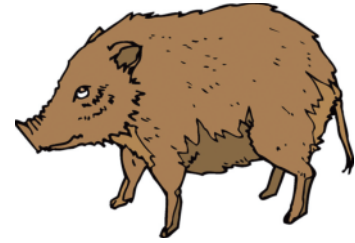


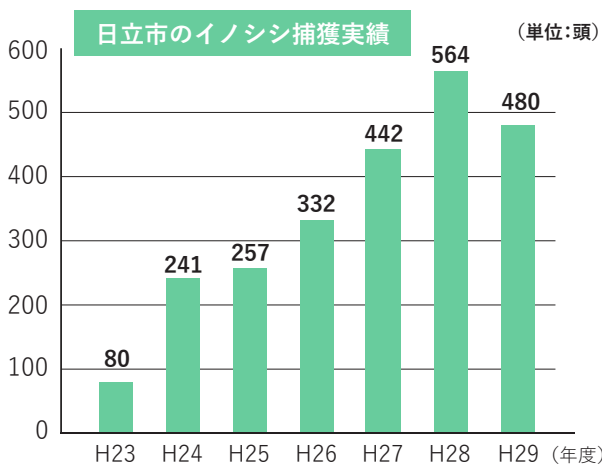
イノシシに注意



イノシシの目撃情報が寄せられています

イノシシが活発に活動し始めました。市では、鳥獣被害対策実施隊を組織し、イノシシの捕獲に努めていますが、イノシシに遭遇した場合は、以下を参考に行動してください。

- 近づかない
- 落ち着いて行動する
- 刺激しない
- 餌を与えない



イノシシから農地を守るために補助金を交付します

市では、農作物被害の軽減などを目的として、農地などへの侵入防止対策（柵などの設置）に対し、補助金を交付しています。

補助対象者 市内で農地や家庭菜園を営むかた

- * 農地は、田、畑、果樹園及び家庭菜園とします。
- * 借地（市民農園など）は対象にならない場合があります。

補助対象経費 農地に設置する鳥獣の侵入防止などに係る資材の購入費

- * 資材（電気柵、フェンス、金属柵、金網、ネット、支柱、止め具など）

補助額 補助対象経費の3分の2の額、上限6万円

受付期間 今年度の受付は、2月28日(木)まで

申し込み 補助を希望するかたは、事前に農林水産課内線402へ

問合せ 農林水産課 内線402

ホールの催し（1月）

とき	催し	主催	入場料
----	----	----	-----

多賀市民会館 TEL 34-1727 IP 050-8012-4055

6日(日)	10:00	親子アニメ映画会	(株)エムアイ企画	900円
12日(土)	13:00	ニューイヤートダンスLIVE	サンヴィートダンサーズガーデン	8,000円
13日(日)	18:30	チャリティ・ダンス・パーティ	Music Bless Men	1,000円



日立シビックセンターギャラリー

TEL 24-7711 IP 050-5528-4941

15日(火)～20日(日)	作品展	日立会演劇部・ちいさな文化展	無料
24日(木)～27日(日)	写真展	日本写真会日立支部	無料
31日(木)～2月3日(日)	趣味の作品展	県北退職教職員の会	無料

百年塾発「ひたちの“いいね”」⑤

「カレッジ」の“いいね”

ひたち生き生き百年塾推進本部では、より良いまちづくりを目指し、「つなごう 広めよう 日立の“いいね”」をテーマにさまざまな組織や団体、地域と連携して活動しています。今回は、シニア世代の地域やまちづくりへの参加を推進する「ひたち市民カレッジ」事業についてご紹介します。

◇「楽しみながら学ぶ」カレッジ！

「ひたち市民カレッジ」（以降「カレッジ」）は、百年塾と茨城キリスト教大学が共同開催している市民による市民のための大学です。平成20年にスタートし、現在までの受講者は326人です。6月から10月にかけて、毎週水曜日に地域の現状や課題、シニアに関心の高い教養科目、趣味と体験、自主企画視察など、20日間40講座が行われます。講師は、茨城キリスト教大学の先生が3割を占め、中でも、最後の浮世絵師と言われる川瀬巴水について

の講義は大学所蔵の作品も鑑賞でき人気です。

また、行政職員や百年塾市民教授、市民活動関係者など充実した構成となっています。



大人の遠足（野外講義）

◇「カレッジライフ」のいいね！（受講者の感想）

緑したたるキャンパスに通い、学生たちとランチするだけで気持ちが若返り水曜日の通学が待ち遠しくなります。カレッジ修了後もハイキングや食事会など、仲間との親交を楽しんでいます。

今年の募集は3月から、日立市報や百年塾のホームページでお知らせします。

問合せ ひたち生き生き百年塾推進本部 百年塾サロン TEL 23-9165

* 次回の「百年塾発「ひたちの“いいね”」」は3月20日号に掲載予定です。

ストップ！消費者トラブル②⑧

食事の誘いは、競馬予想ソフトの販売だった！

【相談内容】 高校時代の同級生に食事に誘われて行くと、先輩という人も同席していて、イベントに誘われた。後日イベントに参加したら、競馬予想ソフトの購入を勧められた。月に3～5万は稼げる、人生を楽しむ1つの方法だと説得されたが、高額だったのでお金がないと断ったら、消費者金融に連れて行かれ、仕方なく3社から100万円を借りた。契約しないと帰れないという恐怖心もあり契約してしまったが、借金を抱えることになり解約したい。（20歳代女性）

【助言】 相談が8日間のクーリング・オフ期間内だったので、書面で契約解除通知を出すことにより、無条件で契約を解除することができます。支払った金額は全額返済されますので、一日も早く消費者金融に返済してください。このような相談は、20歳になった若者（成人）が巻き込まれや

すい消費者トラブルの1つです。さらに、契約した若者が友人や知人を誘うと手数料が入るシステムもあり、この場合は勧誘した若者は事業者とみなされ、消費者としての救済はできなくなります。借金を抱え、将来多重債務に陥る危険性もあります。

20歳になると、未成年のときのように契約を取り消すことはできません。知識・経験・理解力・判断力が不十分な若者は悪質商法のターゲットになりやすいので、日頃から、内容が理解できない契約はしない、必要がない場合はきっぱり断る、もうけ話に飛びつかない、安易に借金をしないように心掛けましょう。そして、不審に思ったり、困ったりした場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

問合せ 消費生活センター TEL 26-0069 IP 050-5528-4916

* 次回の「ストップ！消費者トラブル」は2月20日号に掲載予定です。